

令和4年度ベビーシッター一時預かり利用料助成金 FAQ

No	質問内容	回答
1	認可保育園等の施設に在籍していても、本事業の対象となりますか？	対象となります。施設の在籍有無は問いません。
2	保育の必要性を有していませんが、本事業の対象となりますか？	対象となります。保育の必要性の有無は問いません。
3	本制度の対象年齢を教えてください。	0歳児から5歳児が対象です。
4	利用にあたり、所得制限はありますか？	ありません。
5	日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする者とは、どのような場合ですか？	保護者の残業、病気、自己実現、学校行事など、一時的に保育が必要となる場合で、幅広い理由が対象となります。
6	利用できない時間帯はありますか？	ありません。24時間365日利用可能です。
7	早朝、夜間、休日の加算料金は助成対象となりますか？	対象となります。利用料の内訳が分かるものをご提示ください。
8	ベビーシッターに係るすべての費用が助成対象となりますか？	すべてではありません。ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込）が対象です。保育料以外（入会金、会費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、家事支援、家事援助、送迎、ピアノ指導、英語指導等）は対象外です。
9	送迎サービスは助成対象になりますか？	基本保育料に含まれる場合は助成対象です。ただし、オプション料金として加算される場合は対象となりません。
10	家事サービスは助成対象になりますか？	純然たる保育サービス提供対価として認められないため、対象となりません。
11	共同保育とは何ですか？	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図るものです。
12	共同保育をする場合、他の兄弟姉妹の保育をすることはできますか？	保護者とベビーシッターが契約により共同保育をする場合、ベビーシッターが1人であっても兄弟姉妹の保育が可能です。
13	利用内訳表に共同保育の記載がない場合は、どうすればよいですか？	利用明細の余白に、共同保育を実施した日がわかるように記載し、申請してください。共同保育の記載がない場合は、お電話にて確認させていただく場合がございます。
14	対象事業者はどのように確認すればよいですか？	東京都のホームページ「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」をご確認ください。
15	子ども1人に対し、複数のベビーシッター（事業者）を利用した場合も、本事業の対象となりますか？	補助上限の範囲内で対象となります。その場合、要件証明書等は、利用されたシッター分の提出を求めます。
16	国や事業所のクーポンや福利厚生での割引を受けていても対象となりますか？	クーポンや福利厚生適用後の純然たる保育料であれば対象となります。利用したクーポンや内容等、割引を受けたことが分かるものをご提出ください。
17	事業者との契約の際に注意すべき点はありますか？	①厚生労働省の定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえて契約すること ②契約事業者に対し、「都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えること ③利用する事業者が、都の認定事業者であること ④派遣されるベビーシッターが、区の求める要件を満たしていること ⑤ご利用前にベビーシッターから「ベビーシッター要件証明書」を受け取ること
18	保育基準に「児童一人に対しベビーシッター1人による保育であること」とありますが、兄弟姉妹（2名とも助成対象年齢）で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか？	児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります。ただし、共同保育を利用する場合は、一人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です（No.12のとおり）。
19	兄弟姉妹で本事業を利用した場合、申請書はまとめてよいですか？	児童ごとに助成上限時間があるため、児童ごとの作成をお願いいたします。
20	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、助成を受けられますか？	受けられません。
21	前回申請時と同様のシッターを利用した場合、改めてベビーシッター要件証明書を提出する必要がありますか？	ベビーシッター要件証明書は前回申請時に提出済みであっても、申請する期が異なる場合は改めてご提出ください。
22	領収書と利用明細が一つの書類にまとめていても、提出書類としても認められますか？	認められます。
23	事業者からは、基本的に月ごとの領収書しか発行されません。事業者へ日ごとの領収書発行を依頼する必要がありますか？	月ごとの領収書に、日ごとの利用料・利用時間等の明細が確認できれば、月ごとの領収書でも構いません。
24	本助成金は課税の対象となりますか？	非課税対象です。

No	質問内容	回答
25	本事業と産後ドゥーラの違いは何ですか。	<p>本事業は、ご自宅でのお子さんの保育を対象にしています。産後ドゥーラの利用助成制度は育児支援のほか、家事支援サービスも対象にしています。産後ドゥーラの利用助成制度の詳細は、区ホームページをご確認ください。</p> <p style="text-align: right;">産後ドゥーラの利用 助成の詳細はこちら </p>
26	申請月ごとに分単位を切り捨てるとはどのような意味ですか。	<p>例えば、ベビーシッターを1か月のうちに2日間利用し、1日を1時間半、もう1日を2時間利用した場合は、1か月の合計時間は3時間半となります。そのうちの3時間分が助成対象となり、1時間未満（この場合は30分）については、助成対象外となります。</p>
27	助成金の計算方法を教えてください。	<p>①助成上限額（2,500円もしくは3,500円）×利用時間 ②実際に支払った基本保育料</p> <p>上記のうち、少ない方の額を助成します（日ごとに助成額を計算します）。ひと月の申請時間を合計した際に、1時間未満の端数が出た場合は、その分は助成対象外となります。</p>
28	利用時間が夜間（22時～7時）と夜間以外（7時～22時）にまたがった場合の計算はどのようにになりますか。	<p>夜間と夜間以外の利用は分けて計算します。 時間数や助成金額の計算については、No.26、27をご確認ください。</p> <p>※ただし、1日のうち通常時間帯と夜間帯にまたがり、かつ1時間単位での利用があった場合は、その1時間について端数切捨てとせず、利用時間の割合が多いほうの上限額で計算します（割合が同じ場合、上限額は2,500円となります）。</p> <p>例）1日の利用が20:45～22:45だった場合 20:45～21:45は2,500円、21:45～22:45は3,500円を上限にそれぞれ1時間分補助します。</p>
29	病児保育を利用した場合も本事業の助成対象となりますか。	<p>対象となります（利用した事業者が本事業の対象事業者であって、かつ要件を満たす対象シッターを利用した場合に限ります）。利用明細に病児保育を利用したことがわかるように申請してください。</p>
30	1か月あたりの利用制限はありますか。	<p>ありません。 年度内で144時間（多胎児の場合は288時間）が上限となります。</p>
31	1期に数回に分けて申請してもよいですか。	<p>補助金交付申請書兼請求書の提出は、原則1期につき1回としてください（やむを得ず複数回に分けて提出する場合は、口座情報を同一のものとしてください）。</p>
32	現在の利用時間はどのように確認できますか。	<p>交付決定通知書にその支払期までの利用時間を記載しています。利用時間についてはご自身で管理していただきますようお願いいたします。</p>
33	申請期限までに書類がそろわない場合はどうすればよいですか。	<p>不足書類の提出予定日を明記し、交付申請書兼請求書と利用内訳表について、必ず申請期限までにご提出ください。</p>